

児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大（平成30年度～）

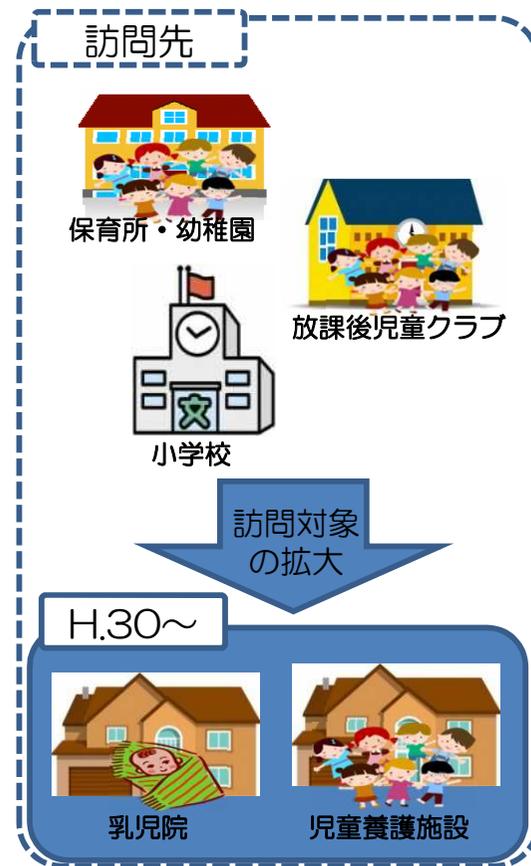
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
(例:放課後児童クラブ)

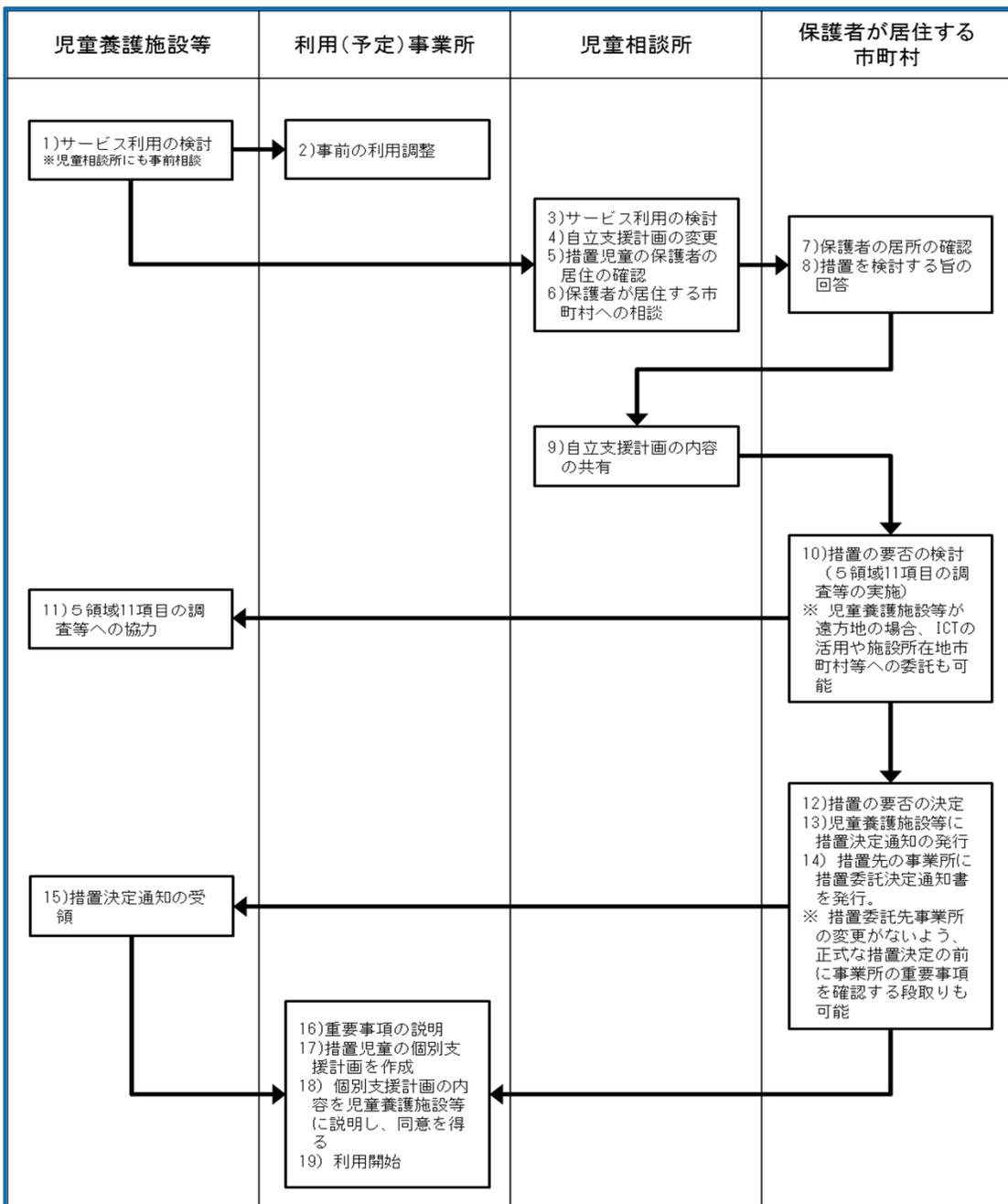
支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



措置児童の保育所等訪問支援等の利用手続きのフローチャート・費用徴収について

児童養護施設等に入所する措置児童へのやむを得ない措置のフローチャート(※)



保育所等訪問支援等の費用徴収

措置児童がやむを得ない事由による措置により保育所等訪問支援等を利用する際には、児童養護施設等や保護者に保育所等訪問支援に関する利用者負担は生じない(費用徴収は免除)。

(通知)

- 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日児家第50号)
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・児童家庭局家庭福祉課・保育課連名 通知

■ 7-ウ 費用の徴収

- ① 児童養護施設入所に係る費用徴収
児童養護施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通所支援に係る費用徴収
徴収を免除する。

(※) 利用フローやその他の手続きの詳細は「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」(*)を参照。

(*) 令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の積極的な活用について(周知のお願い)」別紙1